

# 鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和6年3月21日 鏡石町農業委員会第8回定例総会は、鏡石町勤労青少年ホーム会議室に招集された。

## 記

- 1 招集告示 令和6年 3月11日(水)
- 2 会期 令和6年 3月21日(木) 1日間
- 3 開閉の日時  
開会 令和6年 3月21日(木) 午後1時25分  
閉会 令和6年 3月21日(木) 午後2時02分
- 4 会議場所 鏡石町勤労青少年ホーム会議室
- 5 招集委員  
農業委員  
1番 大塚 光 法君                      2番 根本 竜太郎君  
3番 鵜沼 雅子君                      4番 藤島 真理子君  
5番 白澤 正君                          6番 稲田 貴夫君  
7番 面川 祐吉君                      8番 円谷 一男君  
9番 菊地 榮助君
- 6 出席委員  
農業委員  
1番 大塚 光 法君                      2番 根本 竜太郎君  
3番 鵜沼 雅子君                      4番 藤島 真理子君  
5番 白澤 正君                          6番 稲田 貴夫君  
7番 面川 祐吉君                      8番 円谷 一男君  
9番 菊地 榮助君
- 7 欠席委員  
なし
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 倉田 知典                      主事 小田 川 翼

## 9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（阿武隈川上流遊水地群整備事業）  
議案第 4 号 現況確認証明申請について  
議案第 5 号 令和6年度農業委員会最適化活動目標の設定について  
報告第 1 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

開会 午後1時25分

事務局 定刻より少し早いですが皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第8回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。  
会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願ひします。

会長 皆さんこんにちは。だいぶ雪がチラつき寒い日が続いておりますが、皆さんのタブレットが新規で予算化されました。  
また令和8年度から3年間にわたり、開催される予定の食味分析鑑定コンクールの取り組みに対しての推進という事で、機械の購入助成が予算化されておりますので、皆様から周知していただければと思います。  
我々も本年度の総会は、本日が最後という事になりますので、また4月からタブレットを使った色々な事業が進むと思いますので、皆で勉強して取り組んでいきたいと考えております。今日は議案が5件、報告が1件という事で、皆様にご審議いただきながらやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行につきましては会長にお願ひいたします。

議長 それでは、本日の会議を開きます。  
欠席者については、皆無であります。

議長 次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。  
「7番 面川 祐吉 委員」「8番 円谷 一男 会長職代理者」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり土地移転の許可申請があったので、適否の決定を求める。  
今回は1件でございます。  
こちらは父から娘へ生前贈与ということで単価は無償という内容となっております。  
設定される地番、面積、位置図については記載のとおりです。  
説明は以上です。

議長 議案第1号について、説明が終わりました。  
それでは、地元委員より意見を求めます。

議長 7番 面川委員

面川委員 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての、現地調査は、3月18日、遠藤推進委員と実施しました。  
譲渡人と面会し、譲受人が譲渡人より農地を譲り受け、贈与により規模拡大をする申請内容であることを確認し所有権移転に間違いがないことを確認しました。  
皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。  
  
(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
  
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、旧農用経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められましたので、利用権の設定等を受ける物に係る資格の適否の意見を求める。  
今回1件の申請でございます。  
賃借権となり合計4筆を10aあたり米1俵での貸し付けで、期間は10年間となります。  
詳細な、地目、地番、位置図については記載のとおりでございます。  
以上で説明を終了します。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 議案第2号について説明が終わりました。  
それでは、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第2号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

議長 次に議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（阿武隈川上流遊水地群整備事業）、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（阿武隈川上流遊水地群整備事業）旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、鏡石町から意見を求められましたので、利用権の設定等を受ける物に係る資格の適否の意見を求める。

内容については別冊をご覧ください。こちらにつきましては全部で9件ございます。現在ほ場整備の中を利用権設定でお借りされている方が国土交通省に所有者が変更になりますので、そちらの利用権設定をするものという事でございます。期間は全て2年間になっておりますが、工事の進捗状況によっては、令和6年度において再度変更の申請をしたいという申出が国土交通省からございました。こちらにつきましては概要書についてご説明をします。貸し手につきましては国土交通省1戸、借り手につきましては9戸でございます。全部で田んぼ51筆、96,475㎡です。期別も同一です。なお、こちらについて貸し手は国土交通省なので、不小作で1件です。借り手につきましては、各々1.1ha～1.5haまでで、設定前までは1件だったのが0件、1.5ha～2ha1件は変わらず設定面積5,126㎡、2ha～3haが設定前2件、設定後1件で4,645㎡です。3ha～5haは設定前2件が、設定後2件で25,445㎡となります。5ha～10haは設定前3件が設定後5件と移行になりまして、61,259㎡で合計96,475㎡となります。位置図については記載のとおりです。

以上よろしく申し上げます。

議長 ここで、議事参与の制限について申し上げます。  
議案第3号については「3番 鶴沼 雅子委員」の案件です。  
農業委員会等に関する法律第31条及び鏡石町農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限に該当します。

議長 本件の審議及び裁決については、3番 鵜沼 雅子委員は退席願います。  
暫時、休議いたします。

(休議 13:41)  
鵜沼委員 退席  
(開議 13:41)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。  
ただ今から、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（阿武隈川上流遊水地群整備事業）、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について（阿武隈川上流遊水地群整備事業）は、計画に賛成と決定しました。  
暫時、休議いたします。

(休議 13:43)  
鵜沼委員 入室  
(開議 13:43)

議長 休議前に引き続き、会議を開きます。  
次に議案第4号 現況確認証明申請について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 現況確認証明申請について、次のとおり申請があったので、非農地とすることの適否の決定を求める。

今回は1件です。

番号1について、鹿島地区となります。

こちらについては、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど山林化及び原野化されており、農地への復元は困難である。また、復元したとしても継続指定営農される見込みはないことを確認しました。

なお、地番、面積、位置図については記載のとおりです。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 議案第4号について説明が終わりました。  
それでは、地元委員より意見を求めます。

8番 込山推進委員

込 山  
推進委員 議案第4号 現況確認証明申請についての現況確認は、3月14日、私の  
ほか、農業委員の白澤委員、稲田委員、事務局 小田川主事の4名で実施しま  
した。

現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化して  
いるため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上報告を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 それでは、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第4号現況確認証明申請について、  
非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、議案第4号現況確認証明申請については、非  
農地と判断することに決定しました。

議 長 次に議案第5号 令和6年度農業委員会最適化活動目標の設定について、  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号 令和6年度農業委員会最適化活動目標の設定について、でご  
ざいます。最適化活動の目標については、掲げた目標に対する実績が求められ  
ております。令和6年度の目標については、令和5年度の活動目標を下回るこ  
とは想定されていないため、事務局案としては令和5年度と同じ目標設定とし  
ております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。  
審査のため、暫時、休議いたします。

(休議 13:52)

(開議 13:54)

議 長 休議前に引き続き、会議を開きます。  
ただいまの議案第5号について、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第5号 令和6年度農業委員会最適  
化活動目標の設定について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第5号 令和6年度農業委員会最適化活動目標の設定については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、次のとおり、農地転用届出があり、受理したので報告する。  
今回は全部で5件でございます。  
まず番号1について、東町地区において所有権を宅地・用地を目的とし、転用については不動産会社でございます。分譲用敷地です。  
次に番号2、番号3、番号4、番号5は東町で、所有権移転の、宅地用地で、一般住宅敷地です。  
なお、面積、位置図につきましては、記載のとおりです。  
以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について、事務局の朗読説明が終わりました。報告第1号について、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご意見、ご異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出につきましては、報告のとおり、これを承認することに決定いたしました。

議長 その他の件について、委員のみなさんからご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

ないようですので、以上をもちまして、  
鏡石町農業委員会第8回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 2 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 7番 印

署名委員 8番 印